

見附市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第9号

見附市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

見附市火災予防条例施行規則（昭和37年見附市規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記様式第5号

「

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備
ヒートポンプ冷暖房機
火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書

」を

「

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備
一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機
火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書

」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。